

泉南市ウェブサイト広告掲載取扱い要領

平成17年1月7日施行
最終改正 平成28年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、泉南市が、インターネット上に公開している泉南市ウェブサイト（以下、「市ウェブサイト」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市ウェブサイトに掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものとし、その範囲は次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの
- (4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの
- (5) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの
- (7) 市が推奨しているかのような、誤解をあたえるおそれのあるもの
- (8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号の適用をうける業種、及び類似する業種
- (10) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (11) 泉南市及び市ウェブサイトの公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (12) その他市長が掲載することが適当でないとするもの。

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主（次条第2項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。）が指定したウェブサイト（以下、「広告主ページ等」という。）の内容についても適用する。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 市ウェブサイトに広告を掲載しようとする者（以下、「申込者」という。）は、市ウェブサイト広告掲載申込書（様式第1号。以下、「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第4条 広告主は、市が指定する期日までに、広告原稿を市に提出しなければならない。

- 2 広告原稿を作成するにあたっては、広告主は広告のデザインに関して事前に市長と協議しなければならない。
- 3 広告原稿の作成・提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告の規格等)

第5条 市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 天地 60 ピクセル×左右 143 ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF89A 形式、JPEG 形式、PNG 形式
 - (3) 容量 100KB 以内
- 2 広告の掲載位置は、市が指定する位置とし、掲載順序はランダムで変更するものとする。
 - 3 市ウェブサイトへ掲載するバナー広告は、「JIS X8341-3:2010」の規程に配慮しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、バナー広告全体、または一部を点滅させることは認めない。
 - 5 前各号に掲げるもののほか、バナー広告のデザインに関して必要な事項は、市長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告の掲載期間は1か月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。

- 2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載をはじめ、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。
- 3 広告掲載期間中、市の都合により市ウェブサイトを開鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数(端数時間切捨て)に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) トップページ 1か月 10,000円
 - (2) その他のページ 1か月 8,000円
- 2 同一広告主が、同一期間に複数のページへの広告掲載を希望する場合、2件目以降は1か月 5,000円とする。
 - 3 同一広告主が、複数月の広告掲載を希望する場合、2か月目以降1広告あたり月1,000円を減ずる。なお、本条第2項の適用を受けた2件目以降の広告については、2か月目以降1広告あたり月500円を減ずる。
 - 4 同一広告主が、年度当初から12か月分の掲載を確約する申込み(広告掲載料12か月

分一括支払)については、本条第3項の規定に加えて1広告あたり一律9,000円を減ずる。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、市長が別に定める納付書により、当該納付書発行日から起算して30日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取消)

第9条 市長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定期日までに広告掲載料を納付しなかった場合。
- (2) 広告主が、指定期日までに広告原稿を提出しなかった場合。
- (3) 広告主ページ等が、事前の連絡なく、閉鎖されたとき。
- (4) 広告主ページ等の内容が、広告掲載申込時から変更され、第2条第1項の規定に反する状態に至っていると市長が判断したとき。
- (5) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると市長が判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、市長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

2 市ウェブサイト内の広告掲載枠は市長が特に認める場合、広告掲載以外の用途に用いることができる。

附 則

この要領は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

泉南市ウェブサイト広告掲載申込書

泉南市長 様

申込者住所

氏名または名称

印

電話番号 ()

電子メール

担当者氏名

※団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び
代表者の氏名を記入してください。

泉南市ウェブサイト広告に掲載したいので、泉南市ウェブサイト広告掲載取扱い要領第3条の規定により、下記のとおり申し込みます。

尚、申し込みに際しては、泉南市広告掲載要綱・基準及び泉南市ウェブサイト広告掲載取扱い要領の内容について承諾します。

記

広告掲載 希望期間	年 月 日 から 月
希望する 広告の数	件
広告内容	市ウェブサイト・トップページへの掲載を希望します link先 http:// (申込者指定urlを記載ください) 代替テキスト: (バナーのalt属性テキストを簡単に記入ください)
	市ウェブサイト内の下記ページへの掲載を希望します 市サイト http://www.city.sennan.lg.jp/ (以降を指定してください) link先 http:// (申込者指定urlを記載ください) 代替テキスト: (バナーのalt属性テキストを簡単に記入ください)
添付書類	(会社案内・パンフレットなど業務内容のわかるもの)

年 月 日

様

泉南市長
市長名

広告掲載決定通知書

年 月 日付けでお申込みいただいた泉南市ウェブサイトへの広告掲載について、泉南市ウェブサイト広告掲載取扱い要領第3条の規定に基づき、下記のとおり掲載することと決定しましたので、お知らせします。

つきましては、下記による手続きをお願いいたします。

記

1. 広告の内容
2. 掲載の時期 年 月 日から 月
3. 原稿提出期限 年 月 日 午後5時まで
4. 広告掲載料 金 000,000 円
5. 広告掲載料の納付 年 月 日までに同封の納入通知書により指定の場所でお支払いください。
6. その他 広告デザインに関し、年 月 日までに秘書広報課と協議してください。

様式第3号

年 月 日

様

泉南市長
市長名

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けでお申込みいただいた泉南市ウェブサイトへの広告掲載について、下記理由により掲載できないことと決定しましたので、お知らせします。

記

1. 広告の内容
2. 非掲載理由